

答申個第136号
令和5年11月21日

京都市长様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 北村和生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年12月15日付け保生生第3140号及び保生生第3142号をもって諮問のありました
下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

費用返還事案に係る事前協議資料の個人情報一部開示決定事案(諮問個第323号)
費用返還事案 事前協議票の個人情報一部開示決定事案(諮問個第324号)

1 審査会の結論

処分庁が本件処分において、条例第16条第7号に該当するとして非開示とした部分のうち、職員の所感や判断に関する記載部分については、本答申の指摘を踏まえて改めて開示・非開示の判断を行うべきであり、その余の部分について非開示としたことは妥当である。

2 審査会における審議の方法

別表に示す2件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、いずれも同一人から提出があった、自身の生活保護法第63条の規定に基づく費用返還事案に係る個人情報が記録された公文書の個人情報開示請求に対する各処分（いずれも一部開示決定処分）について行われたものであり、また審査請求における争点も共通することから、当審査会において、これらを併合して審議した。

なお、以下、諮問個第323号に係る処分を「本件処分1」といい、諮問個第324号に係る処分を「本件処分2」という。また本件処分1及び本件処分2を合わせて「本件処分」という。

3 審査請求の経過

本件審査請求の経過は、別表のとおりである。

4 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

5 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件審査請求の趣旨について

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、開示内容が自分自身に対するものであり、関係機関にて開催されたカンファレンス等で話し合われた内容は、当然に自分に知らされるべきことであるため、文書の開示を求める趣旨であると考える。

(2) 本件公文書について

ア 費用返還事案に係る事前協議資料

費用返還事案に係る事前協議資料（以下「本件公文書1」という。）は、上京区役所保健福祉センターが、生活保護法第63条の規定に基づく費用返還事案に係る自立更生費の控除を判断するに当たって、京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課（以下「本庁生活福祉課」という。）と事前に協議を行うため提出した資料であり、添付書類として「返還額から控除する額の認定について」「フェースシート」「直近の保護決定書」「事案発覚前1年から直近までの保護記録」「ケース診断会議録」「年金関係書類」等が綴られている。

イ 生活保護法第63条の規定に基づく費用返還事案 事前協議票

生活保護法第63条の規定に基づく費用返還事案 事前協議票（以下「本件公文書2」とい

う。) は、本庁生活福祉課が、本件公文書1を用いて行われた事前協議に対して、協議結果を意見するために作成した資料である。

(3) 本件処分について

ア 条例第16条第2号に該当することについて

本件公文書1には、開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれており、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため、条例第16条第2号に該当する。

イ 条例第16条第3号に該当することについて

関係機関から取得した情報など法人の事業活動の情報については、開示することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため条例第16条第3号に該当する。

ウ 条例第16条第2号及び第3号に該当することについて

本件公文書1には、法人担当者の氏名や電話番号が記載されており、これらは当該個人のプライバシー情報であるとともに法人の内部で管理されるべき情報にあたるから、開示することで、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため、条例第16条第2号及び第3号に該当する。

エ 条例第16条第7号に該当することについて

本件公文書には、関係者との連絡調整に係る記載部分が含まれている。保護の決定又は実施に必要と認めるとときは、関係者と連絡調整を行っているが、これらについて開示すると、当該関係者との信頼関係を損ない、協力が得られなくなるなど生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって保護の適正な実施のための関係者との連絡や協議内容に係る部分については、開示することにより、今後、正確な事実の把握が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、職員の所感や見解に関する部分についても、開示することで、今後、正確な事実の把握が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、当該部分は条例第16条第7号に該当する。

6 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 当時の第三者に関わる事柄が記されているのなら知りたいと思い開示請求をした。よって、条例第16条第3号及び第7号を理由とした非開示決定処分を取り消して欲しい。

(2) 医療機関等から、医療上の債務不履行といえる被害を受けた。今回開示請求した文書の中に、当時の医療機関等の記述があるなら、債務不履行の証拠等であり、事業活動上の情報で正当な地位・

利益として保障されるべき内容には当たらない。

- (3) 条例第16条第7号の原則を重んじて、私の尊厳をないがしろにするようなのは、どうしても妥当とは受け止められない。
- (4) 弁明書には、私からの主張、事情訴えを考慮してもなお、非開示にするのが妥当であるとした根拠は一切記されておらず、最初の非開示理由を繰り返すにとどまっている。「職員の所感や見解に関する部分について」、これを開示することが、どうしてどのように「今後、正確な事実の把握が困難になる」ことに直結するのか全く分からず、直結することになる理由が示されていない。職員の所感・見解の記述箇所が開示されることで、今後正確な事実の把握が困難になるとはいえないし、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるとは考えられない。
- (5) 「関係機関との連絡調整に関わる記載部分」について、開示することで当該関係者との信頼関係を損ない、協力が得られなくなる可能性については、あり得ない。私以外の不特定多数の市民の保護業務のスムーズな遂行のためにという理由で、非開示とされることは不当である。
- (6) 条例第16条第3号には、ただし書ア、イが付されている。今回のケースはア、イに該当するから開示すべきである。また、同号の法人等には、医療機関はもちろん、民生委員の活動も、その他の団体の活動に当たる。

7 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る文書について
 - ア 本件公文書1は、上京区役所保健センターが、本庁生活福祉課と事前協議を行うために提出した資料であり、「返還額から控除する額の認定について」「フェースシート」「直近の保護決定書」「事案発覚前1年から直近までの保護記録」「ケース診断会議録」「年金関係書類」等で構成されている。
 - イ 本件公文書2は、本庁生活福祉課が、本件公文書1を用いて行われた事前協議に対して、協議結果を意見するために作成した資料である。
- (2) 本件審査請求の争点について
 - 審査請求人は、審査請求書において処分庁が条例第16条第3号及び同条第7号に該当するとして非開示とした部分についての開示を求めており、その主張から、条例第16条第3号該当として非開示とされた部分については、同号ただし書に該当し開示されるべきであると主張しているものと認められる。したがって、当審査会は、条例第16条第3号ただし書該当性及び同条第7号該当性について以下検討する。
- (3) 条例第16条第3号ただし書該当性について
 - ア 審査請求人は、医療機関等から、医療上の債務不履行といえる被害を受けており、開示され

た公文書の中に、当時の医療機関等の記述があるなら、それは債務不履行の証拠等であるから、事業活動上の情報で正当な地位・利益として保障されるべき内容には当たらないと主張する。

イ 条例第16条第3号ただし書は、法人等の事業活動情報のうち、人の生命、身体、健康に危害が生じるおそれがある法人等の事業活動や、人の生活環境に影響を及ぼす法人等の反社会的行為に関する情報などは、非開示として保護すべき法人等の利益より、開示に対する公益上の必要性が優先するため、開示すべきであると定めたものである。当該規定の適用に当たっては、開示されることの利益と非開示とすることによる利益の比較考量によって判断するが、この比較考量に際しては、それぞれの利益の具体的な内容や性格、開示することの公益性を慎重に検討する必要がある。

ウ 当審査会としては、本件公文書1及び本件公文書2の見分、処分庁の主張及び審査請求人の主張を踏まえても、当該医療機関等に関し条例第16条第3号ただし書に該当する客観的事情は見いだせなかつたため、本件処分における非開示情報について、当該規定の該当性はないと判断する。

(4) 条例第16条第7号該当性について

ア 条例第16条第7号は、京都市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、開示することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適正な執行が妨げられるものがあるため、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることができると定めたものである。「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」にある「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の支障が生じる蓋然性が求められる。

イ 処分庁は、関係者との連絡調整に係る記載部分を開示すると、当該関係者との信頼関係を損ない、協力が得られなくなること、また職員の所感や見解に関する部分を開示すると、今後、正確な事実の把握が困難になることから、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これらの情報は、条例第16条第7号に該当すると主張する。

ウ 一方、審査請求人は、職員の所感や見解に関する部分を開示することが、正確な事実の把握を困難にする理由が示されておらず、また今後、正確な事実の把握が困難になるとはいはず、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは考えられないと主張する。また、関係機関との連絡調整に係る記載部分について、開示することで当該関係者との信頼関係を損ない、協力が得られなくなる可能性についてあり得ないとも主張する。

エ 生活保護の決定に当たっては、関係者と協議や情報共有を行うことが必要不可欠なものと考えられるから、それらの情報を開示すると、関係者が今後の他の支援において処分庁との協議や情報共有をためらい、その結果、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できず、当審査会としては、これらの情報は条例第16条第7号に該当すると判断する。

オ また、一般に、支援等を適正に行うためには、その時々の評価や判断、支援方針に関する情報をできる限り正確に記録しておくことが必要であると考えられる。担当者の主観的な評価や判断などを含む記録が開示されることになると、率直な記録がなされなくなって、記載が表面的なものになり、その結果処分庁における適切な判断ができなくなるおそれがあることは否定できないから、当審査会としては、そのような情報は条例第16条第7号に規定する非開示情報に該当すると判断する。

しかしながら、当審査会において本件公文書1を見分したところ、処分庁が非開示とした部分には、担当者の主観的な評価や判断を含むとはいえない記録も含まれていることが認められた。例えば、「事案発覚前1年から直近までの保護記録」のうち平成29年10月2日や平成30年5月14日の記録部分には、担当者が家庭訪問を行った際に確認した審査請求人宅の状況が記載されており、このような客観的な情報は職員の所感や主観的な判断などを含むものとはいえない。また、職務遂行にあたって客観的に正確な記録を行うことは職員の責務であるから、このような情報を開示したとしても、処分庁が主張するようなおそれが生じるとは認められない。したがって、客観的な情報を記載するにとどまる部分は条例第16条第7号に規定する非開示情報には該当せず、開示すべきものである。

カ 以上から、当審査会としては、処分庁が条例第16条第7号に規定する非開示情報に該当するとした部分のうち、関係者との連絡調整に係る記載部分を非開示とした判断は妥当であるが、職員の所感や判断に関するものとされた記載部分のうち、客観的な情報を記載するにとどまる部分については開示すべきであると判断する。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 審査請求の経過

諮詢個第323号

請求日	令和4年6月10日
請求内容	2020年5～7月頃に市生活福祉課が保有する上京区生活福祉課から提出された自立更生控除適用に関する書類
特定した公文書	費用返還事案に係る事前協議資料
処分通知日	令和4年8月17日
処分の内容	<p>個人情報一部開示決定</p> <p>○ 条例第16条第2号に該当 開示請求者以外の第三者に関する情報については、開示することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。</p> <p>○ 条例第16条第3号に該当 法人等事業活動の情報については、開示することにより、事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>○ 条例第16条第7号に該当 保護の適正な実施のための関係者との連絡や協議内容に係る部分については、開示することにより、今後、正確な事実の把握が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
審査請求日	令和4年11月17日

諮詢個第324号

請求日	令和4年9月6日
請求内容	本庁生活福祉課で令和2年度に協議された私の自立更生適用に関する資料(添付資料をのぞく)
特定した公文書	生活保護法第63条の規定に基づく費用返還事案 事前協議票
処分通知日	令和4年9月12日
処分の内容	<p>個人情報一部開示決定</p> <p>○ 条例第16条第3号に該当 法人等事業活動の情報については、開示することにより、事業活動上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>○ 条例第16条第7号に該当 保護の適正な実施のための関係者との連絡や協議内容に係る部分については、開示することにより、今後、正確な事実の把握が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
審査請求日	令和4年11月17日

(参考)

1 審議の経過

令和4年 12月15日 諒問
令和5年 1月12日 諒問庁からの弁明書の提出
6月13日 審査請求人からの反論書の提出
7月28日 諒問庁の職員の口頭理由説明（令和5年度第4回会議）
9月 1日 審議（令和5年度第5回会議）
10月17日 審議（令和5年度第6回会議）
11月21日 審議（令和5年度第7回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望があったが、その後、取下げの申出がされたため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）